

# 『第1期豊中市障害児福祉計画』の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 計画の位置づけ (p. 2)

- ・ 児童福祉法第33条に基づき「市町村障害児福祉計画」
- ・ 障害者施策全般の方向性について示す『豊中市第五次障害者長期計画』の障害のある子どもの「療育・教育」などの施策の一部を構成

### 内容

- ・ 豊中市における障害のある子どもを対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービス量の見込みを示すとともに、その確保のための方策を定めるもの

### 計画の対象 (p. 4)

障害のある18歳未満の人（発達に課題のある人を含む）

### 計画期間 (p. 5)

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)

## 第2章 豊中市における現状

### 障害のある子どもの状況 (p. 19)

- ・ 支援が必要な子どもの数が増加傾向。
- ・ 障害児通所支援の受給者証を所持している子どもの数も増加傾向。

### 施策の実施状況 (p. 31)

- ・ 「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」の取りまとめ
- ・ 切れ目のない支援のためのツールとしての「支援手帳」の配布場所の拡大
- ・ 「新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想」の取りまとめ
- ・ 民間事業所の質の向上に向けた取組
- ・ 保護者支援の充実に向けた取組

### 市民の意識 (p. 49)

- ・ 生活する中で、何らかの介助や支援が必要なものがある割合が74.3%。介助や支援をしてくれている人は、両親が最も多く91.6%。
- ・ 発達に課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができていると感じている割合が、85.0%。
- ・ 困ったことや心配に思っていることを家族や親類以外の人に相談したことがある人の割合が、85.7%。相談先は、多い順に「こども園等」「市の窓口」「あゆみ学園」となっている。
- ・ 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは、「発達・発達上の課題の早期発見・診断」の割合が最も多く、59.0%。
- ・ 学校等の教育現場では、障害理解が充分と考える人が、13.2%、充分でないと考えの人が23.8%。
- ・ 希望する将来の暮らしを実現するために、必要だと思うことは「働く場所があること」が最も多く、71.8%。

第3章 障害児支援サービスの実績と見込量 (p. 108)

	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援	(サービスの見込量)
平成29年度 (2017年度)	つき 399人分 月 2,321人日分	つき 21人分 月 206人日分	つき 868人分 月 6,500人日分	—	つき 3回 月 3回	つき 106人分 月 106人分	$= (\text{実利用見込者数}) \times (\text{1人あたり月平均利用量 [時間]})$ ・平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)のサービス利用実績の伸びを次の3年間の見込みに反映
平成32年度 (2020年度)	つき 546人分 月 3,048人日分	つき 5人分 月 78人日分	つき 1,348人分 月 10,809人日分	つき 2回 月 2回	つき 3回 月 3回	つき 180人分 月 180人分	

平成29年度(2017年度)は実績見込  
居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度(2018年度)から開始のサービス

第4章 計画の推進に向けて (p. 127)

今後の施策推進に向けた課題	重点取組の推進と数値目標の実現に向けて
障害のある子どもへの支援の充実に向けた取組	<p>(2) 障害児支援の提供体制の整備</p> <p><b>数値目標</b></p> <p>① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度(2020年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所4か所以上確保する。(整備済)</li> </ul> <p>② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度(2018年度)末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を既存の会議の活用も検討し、協議の場を設ける。</li> <li>協議の場に、平成30年度(2018年度)末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置する。</li> </ul>

<p>こんご しまくすいしん 今後の施策推進に む かだい 向けた課題</p>	<p>じゆうてんとりくみ すいしん すうちもくひょう じつげん む 重点取組の推進と数値目標の実現に向けて</p>	
<p>じどうはつたつしえん 児童発達支援センタ ーの機能再編及び せいび 整備</p>	<p>(2) しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいび 数値目標</p> <p>① じゆうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置</p> <p>・ へいせい ねんど ねんど まつ じどうはつたつしえん すく 平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。 (せいびずみ 整備済)</p> <p>② ほいくしよとうほうもんしえん じゆうじつ 保育所等訪問支援の充実</p> <p>・ へいせい ねんど ねんど まつ ほいくしよとうほうもんしえん りょう たいせい こうちく せいびずみ 平成32年度(2020年度)末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。(整備済)</p>	<p>● へいせい ねんど ねんど どうしよ めど ふくしがたじどうはつたつしえん 平成31年度(2019年度)当初を中途に、福祉型児童発達支援セン ターあゆみ学園及び医療型児童発達支援センターしいの実学園 について機能再編を実施</p> <p>● しょうがい はつたつ かだい こ ちいき あんしん せいちよう 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる 総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる児童 発達支援センターの整備を実施</p> <p>● しょうがいふくし きのう れんけい しょうがいしゅべつ 障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障害種別や 年齢に関わらず、切れめのない支援を実施</p> <p>● しょうだん ほうちん ほいくしよ がっこうどう こ いつでも相談ができ、訪問による保育所・学校等の子どもの 所属先への後方支援も行う地域支援機能の充実</p>

## だい しょう けいかく すいしんたいせい しんこうかんり 第5章 計画の推進体制と進行管理

### けいかく しんこうかんり 計画の進行管理 (p. 141)

- かくしきく じぎょう じっしじょうきょう ねんどごと てんけん ひょうか おこな かくしきく じゅうじつ み なお  
・ 各施策や事業の実施状況について年度毎に点検・評価を行い、各施策の充実・見直しにつ  
いての検討を進めます。

### けいかくすいしんたいせい じゅうじつ 計画推進体制の充実 (p. 142)

- ちやうないれんけい きやうか くに おおさかふ れんけいきやうか はか し じん かんけいきかん だんたい じぎょうしや  
・ 庁内連携を強化し、国・大阪府との連携強化も図りながら、市民、関係機関・団体、事業者  
等の連携のもと計画を推進します。